

会計不祥事が起きると企業が出した財務諸表を適正と認めていた監査法人への批判が高まる。長い間、不正を見逃していたり、粉飾に実質加担していたりといった罪が重い場合は監査法人や公認会計士も処分を受ける。信頼に傷がつき、過去には失策が重なって事実上の解体を迫られた監査法人もある。

# わかる監査 不正に向き合う ④

## 会計士も処分を受ける

金融庁と協会が入念に調べている。今年6月には監査法人トーマツが運送会社による利益水増しを巡り戒告処分を受けた。悪質さ分を受けて。戒告より重いのが業務

公認会計士、監査法人への主な処分 (金融庁の行政処分)

処分内容	実例(カッコ内は処分年)
戒告	トーマツ (2015) 運送会社の有価証券報告書の虚偽記載
業務改善命令	あずさ、新日本 (2012) オリンパスの監査体制が不十分だった
業務停止命令	清和 (2014) 著しく不当な業務運営。監査品質の改善がない
解散命令	—

課徴金納付命令などと組み合わせるケースもある

## 旧中央青山は「業務停止」に

改善命令だ。オリンパスを監査していたあずさ監査法人と、業務を引き継いだ新日本がそれぞれ業務改善命令を受けた。粉飾を故意に見逃していたわけではないが、監査法人が交代する際の引き継ぎなどを巡り、実効性を高める取り組みが不十分だったと指摘された。監査の質に重大な問題がある場合の処分が業務停止命令だ。旧中央青山監査法人は2006年、カネボウの粉飾決算を防げなかったなどとして2カ月の業務停止命令を受けた。期間中は企業との監査契約を

果たせず、顧客が大量に流出した。その後、中央青山はみずほ監査法人に衣替えして出直しを図ったが、失った信頼は取り戻せず、翌年、事実上の解体に追い込まれた。金融庁は監査法人を解散させる権限も持つが、現時点で実績はない。会計士協会の処分には戒告や除名などがある。また、金融庁に行政処分を求める権限も持っている。11年のオリンパス事件では、行政処分が出たにもかかわらず協会としての処分を見送り、「身内甘い」との批判を呼んだ。

PAEした。PA一販売台数は15万4000